

法人化検討委員会規程

第1条 本委員会は、日本昆虫学会が法人化する必要性の有無を検討するため、今後の財務上・法規上の問題点を洗い出すと共に、法人化する場合に必要となる移行手続き等についても調査検討を行う。

第2条 本委員会は、検討結果を随時、会長に報告する。また、会長は進捗状況を評議員会に随時報告するものとする。

第3条 委員会は委員長1名および委員若干名により構成する。委員長と委員は会長が推薦し、評議員会の承認を経て会長が委嘱する。委員長は正会員でなければならないが、委員には非会員を含めることができる。

第4条 委員長および委員の任期は2017年12月31日までとする。

第5条 委員会の開催は必要に応じて委員長がこれを召集する。

付則 本規程は2016年2月3日から施行する。